

平成29年村上市議会第1回臨時会会議録(第1号)

○議事日程 第1号

平成29年4月18日(火曜日) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第48号 訴えの提起について
- 第 4 議第49号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第1号)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(26名)

1番	小 杉 武 仁 君	2番	河 村 幸 雄 君
3番	本 間 善 和 君	4番	鈴 木 好 彦 君
5番	稲 葉 久 美 子 君	6番	渡 辺 昌 君
7番	尾 形 修 平 君	8番	板 垣 千 代 子 君
9番	鈴 木 い せ 子 君	10番	本 間 清 人 君
11番	川 村 敏 晴 君	12番	小 杉 和 也 君
13番	姫 路 敏 君	14番	竹 内 喜 代 嗣 君
15番	平 山 耕 君	16番	川 崎 健 二 君
17番	木 村 貞 雄 君	18番	小 田 信 人 君
19番	長 谷 川 孝 君	20番	小 林 重 平 君
21番	佐 藤 重 陽 君	22番	大 滝 国 吉 君
23番	大 滝 久 志 君	24番	山 田 勉 君
25番	板 垣 一 徳 君	26番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君

総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊憲昭君
政策推進課長	山田和浩君
自治振興課長	川崎光一君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中山明子君
保健医療課長	信田和正君
介護高齢課長	小田正良君
福祉課長	加藤藤義成君
農林水産課長	山田内和則君
商工観光課長	竹内村則彦君
建設課長	中村林則雄君
都市計画課長	東海川村明甚君
下水道課長	早川村甚るみ子君
水道局長	川村
会計管理者	中村
農業委員会	小川寛一君
事務局長	
選管・監査	佐藤直人君
事務局長	
消防長	長研一君
学校教育課長	木村正夫君
生涯学習課長	板垣敏幸君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	鈴木芳晴君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	斎藤一浩君

○事務局職員出席者

事務局長	小林政一
------	------

事務局次長 大 西 恵 子
係 長 鈴 木 涉

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は25名です。遅参の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第1回臨時会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。

本日平成29年村上市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、訴えの提起1件、補正予算1件の合わせて2件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、河村幸雄君、15番、平山耕君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る4月11日、議会運営委員会を開き協議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第48号 訴えの提起について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第48号 訴えの提起についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第48号について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、訴えの提起についてであります。平成29年3月31日までの笹川流れ夕日会館の管理運営につきましては、有限会社笹川流れ夕日会館を指定管理者として指定し、行ってまいりました。平成29年度からの管理運営につきましては、公募による指定管理者の選定を行うこととして事務を進めてきたところでありますが、結果として選定を行うことができなかったところであります。このことから指定管理者が決まるまでの間、市が直接管理し運営していくこととし、指定期間の満了をもって施設の引き渡しを求めてきたところであります。有限会社笹川流れ夕日会館は、指定期間が満了した4月1日以降も同施設での営業を続け、明け渡す意思がないことから、同日付で本書到達後1週間以内に原状回復の上、建物を明け渡すこと、また同日までに原状回復等の明け渡し手続に着手しない場合は、法的手続をとることを通知したところであります。その後も有限会社笹川流れ夕日会館は、施設を占有し、営業を続けているため、これまでの経緯から法的手続以外に解決する方法がないものと判断し、甚だ遺憾ではあります。有限会社笹川流れ夕日会館に対して建物の明け渡し請求訴訟を提起することとし、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） おはようございます。市長にまずお聞きしたいのは、私が前回ちょっと一般質問でお話した、隣の、隣というか新発田市の紫雲の郷ですか、そこを今指定管理受けているところも株式会社紫雲記念公園公社だったかな、ちょっと名前を忘れてしまったのですけれども、その会社も当時紫雲寺町のときにその施設を運営するために出資を集ってつくった会社なのです。ですから、その社長とお会いしたときには、今その公募とか新発田市さんから言われているのをずっと断り続けていて、当時業務委託からそのままずっとうちがお金を集めて出資した会社なので、ほかのところから公募をするのは困るのだということでお話して、今公募していないのだそうです。そういった意味からいくと、例えばこの笹川流れ夕日会館というのも有限会社として、平成5年に設立しています。いろんな地域の密着型みたいな形で、JRさんとその駅を利用して、桑川、笹川の地域を地域の方で盛り上げようというような形が当時の山北町時代にあったのでしょうかけれども、その時代の経緯などは恐らく言うては悪いですが、なあなあだったのかなと。例えば業務委託という契約の中で、こういう会社をつくって、おまえさん方にこの施設何とか運営してくれという、当時の町長は前市長だったわけですが、その市長は今訴えようとしている方が当時の市長の後援会長もしていたということもあれば、いろんな個人的なプライベートな中でのつき

合いもいろいろあったのだろうというふうに思うのです。そういったところは、ちゃんといろんな面で調べた上でのこの決定なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） この会社設立の経緯につきましては、今議員からお話があったところを踏まえて、今回資料としてご提示を申し上げました中にも少し説明をさせていただいているところであります。平成26年の第1回定例会の際に、これまでの指定管理者の管理運営の様態、これを踏まえて次回は公募で事業者を決定していくのだという議会のご議決をいただきながら今日に至っているということでありまして。前段議員からお話のありました、地域をしっかりと活性化するための地域雇用も含めてでありますけれども、そこのところに意を用いたということは、私も当然承知しておりますし、まさにそれが行政としてのありようだなというふうにも思っているわけでありまして。ただ、その過程の中で議会からご指摘を受けるような、そういう管理運営の実態があったということも事実でありますので、その後これまでの経緯を踏まえまして、どういう形でいくべきかということを議論しながら今日に至ったということでありまして、今議員からお話のありましたことを全て帰結をさせた上での今回の私どもの決定ということでご理解いただいております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 例えばちょっと全く違う問題であります、東京の今豊洲市場の問題なんかにしても、そういった議会の決定を受けた中で移設の問題も決まってやったにもかかわらず、あの首長がかわれば今ああいう問題になっているのは当然ご存じなわけでありまして、住民である市民が今運営している会社に対して村上市側が訴えるという、その逆のパターンは結構あるかと思うのですが、対外とかそういった部分での訴訟というのはよくわかるのですけれども、何か住民である方々が運営しているところの会社を市が提訴するというのはいかにどうなのかなという、その前の段階として、では議会の決定を見て公募ということで、平成26年と今おっしゃったわけですから、その辺は議会側ともご相談をしながらでも結構なのですけれども、例えば百条委員会設置とか、この市の中でその問題を解決するためにどうするかというような話し合いの場を別の形でつくるといようなこともあり得たのかなというふうに私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回資料でご提示をしました中でも幾つか説明をさせていただいておりますけれども、私どもとしてはその平成26年のご決定を踏まえた後に引き続き指定管理として管理運営をお願いをしているわけでありまして、その管理運営の状態をきちんと協定に基づいた形で行っていただくという、これが大前提になるわけでありまして。ですから、私といたしましては、そのことが担保できない状況があるのであれば、今議員から市民に対してというふうにご発言あったわけでありまして、あれは大切な市民全体の財産でもあるわけでありまして。あれを活用して、それをしっかりと健全な形で運営すること、これが我々行政としては第1番目に目的として果たさなけ

ればならないことでもあります。しかしながら、現状こういうふうな形になっているということは甚だ残念でありますし、遺憾に思うところではありますけれども、私どものとり得る手法といたしましては、ごくごく丁寧にこれまで、今日までこの作業には当たっていきたいということを私は今感じております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 最後になりますのであれなのですけれども、今その指定管理者制度そのもの自体の見直しというの結構いろんな自治体でやっているわけであります。先般副市長がご説明に上がったときも、副市長はきょうはその辺の議論をしているわけではないので、その辺の答弁は避けさせてくれというようなお話でありましたけれども、全国的にも結局3年では短いから10年にしてくだとか、指定管理者制度そのもの自体を廃止してくれだとか、いろんなのがあって、指定管理者制度そのものを廃止していく自治体もふえているわけであります。今その相手側に関しましても、ちょっと私も調べているんな人に聞いた中で、例えば自動ドアの設置にしても個人の会社がやっぱりお金を払った形跡があるのだみたいな話もしているし、またその方がどういう人かというような人柄的なものもちょっといろいろ聞いてはみました。その中で、相手側がなぜきちっとそういう運営ができなかったのか、そのことについてで一番何を今村上市に対しては不服に思っているのかということについては把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私もこれまで数回にわたってご本人とお会いをしまして、実情、現状につきましてもお聞きをいたしました。その中でさまざまな議論をさせていただいたわけでもありますけれども、今回議会にお示しをしました資料にありますとおり、3点ほどその理由というものを挙げさせていただいているわけでもありますけれども、確かにその部分が非常に大きな要因を占めるのだらうなということでは承知をしておりますけれども、その後個々個別にこれだよという形の具体的話まではさせていただいておりませんので、類推の域は出ないのかもしれないけれども、そういうことで私どもは今回資料にもしたためさせていただいたということでもあります。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） ご苦労さまでございます。この今回の案件に関しましては、今市長の答弁のとおり、平成26年の第1回定例会で議案として出され、取り下げられて、4月の臨時会でけんけんがくがくの議論があった中で3年間の指定管理ということで出た案件であります。そのときに私から、委員会でも本会議でも修正案という格好で、3年間ではなくて1年間の期間でその間に業者の方とさまざまな意見交換をして、その1年後に公募したらどうかというような修正案を出させていただきました。結果として、今議会では同意を得られなかったわけでもありますけれども、そのときにも今回この資料にも提示してありますように、次は必ず公募するのだよということを事業者の側

には伝えてあるわけです。結果的に3年たって、今こういうような状況になっているということは、その3年間でやっぱり理事者側と行政側とその事業者側とのコミュニケーションが足りなかったのではないかと、結果的に前回の問題になったのもコミュニケーション不足、今回もそういうことが多々あるのではないかとというふうに私は感じるのですけれども、市長のご見解をお伺いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私もその経緯については承知をした上でありますけれども、就任をしたのが平成27年でありますので、それ以後直ちにこの件については幾つかのポイントを踏まえて実態を現状をお聞きをしたり、それは町内でも聞きましたし、現地にも出向きましてお話を聞いたという経緯があります。その中で、少なからず平成26年にご指摘を受けた状況が改善しているということはなかなか言えないなということも率直に感じたところであります。ですから、そのところは現協定に基づいてしっかりと管理運営をしてくださいということも申し上げながら来たわけでありまして、結果としてここに至ったということでもありますので、議員ご指摘のコミュニケーションが足りなかったのではなかろうかという部分については、しっかりと受けとめさせていただかなければならないというふうに感じております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 今ほど本間議員のほうからも、この平成5年に有限会社笹川流れ夕日会館の設立の経緯に関してはお話あったわけでありましてけれども、前回の臨時会のときにもこの有限会社笹川流れ夕日会館の出資者、現在なっておられる取締役の方に関して質疑があったのですけれども、その後3年たって現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 現在は、代表取締役の渡邊社長のほかに、ご親族の方が2人、あとほかの事業者並びに会社経営の方が出資されていますが、あくまでも法人登記簿の役員構成しか私どもでは把握できませんので、出資の割合等とはちょっと存じ上げておりません。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 前回の議事録の中で、当時の山北支所長のほうから代表取締役が現社長の渡邊龍仁さん、取締役は渡邊清美さん、同じく富樫仁美さん、斎藤龍幸さんと、あと監査役に渡邊さんということで5の方が述べられているのですけれども、私が今回の件でいろいろ調べたところ、この3年間で出資者取締役の方がかわられているのです。その辺に関して、行政は承知しているのでしょうかけれども、この会社の形態としてワンマン経営というか、会社の年次の決算報告会とか総会とかというのが開かれていない。3年間開かれていないということは、私は調べてわかったのですけれども、今回の提訴に至る過程の中で会社としてはもう総意がとれていないということをお聞きしたのですけれども、その辺は理事者のほうとして当然認識されていると思いますけれども、ほかの出資者の方とも今回の代表者だけではなくて、協議した経緯はありますか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） ほかの出資者の方ともお話をさせていただいたこともございますし、そのときに議員がおっしゃった総会開いていないよみたいな情報は、昨年度把握はさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 尾形議員、3問。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。今尾形議員からいろいろと質疑、質問等ありましたけれども、同族会社ということでの位置づけにあるのかなとは思いますが、三親等以内の方々でいろいろとなっているのかということも私は見ていないですけれども、そういうのもちょっとうかがえるところあるのですけれども、何にしろほかの指定管理者のところも含めて、やっぱり会社の組織変更等があった場合は、事前にそういうことが契約の中にあるのかどうか分かりませんけれども、そういったところは早目に手続が終わり次第、行政のほうに届け出るというような仕組みをとって、また役員初めその代表の方とのコミュニケーションというのは大事なことだと思うので、今聞くところによると会社の総会等も開かれていないままに進んでいるでは、それは会社としての一つの体をなしていない。しかも、指定管理として行政とかかかっているということになっていけば、それは当然改めねばならない部分があると思うのですが、市長はその辺今後どういうふうにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今ほど幾つかご指摘があったところ、確かに行政としての把握の度合いがどのレベルだったかというのが非常にやっぱりこれは問題だなというふうには思っております。ただ、あくまでも指定管理を協定を結ばさせていただくときには、議会のご議決をいただきながら、お互いの審議規則の中でしっかりと信頼関係を築いて、その協定に基づいて求められていることをしっかりと提供するということがこれが求められるのだらうと思います。ですから、そういうことをするために、しっかりと調査もし、検証も加えた上で議会にご提案をしているという経過を踏まえれば、私どもとしてみれば最良のパートナーを選択をしているのだという意識が強いわけでありませぬ。しかしながら、そここのところにそれが確保できないような状況があるということ、まさに残念ではあるわけでありませぬけれども、そんなところを踏まえて指定管理全てが悪いわけではなくて、指定管理で非常に効果を上げている、しっかりとその業務を果たしていただいている方もいらっしゃいます。そういう方々としっかりとコミュニケーションをとりながら、これからも市の行政を運営する大きなメリットの一つとしてこれからもつき合いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、しっかりとその部分については肝に銘じてこれから進めたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ですから、ほかのほうの指定管理についても組織の中で社長がかわる場合も
ございますし、そういったようなときには速やかに行政のほうに届け出て下さいというようなこ
ともひとつたっておくべきだろうとは思いますが、それともう一つちょっと気になるこ
とがあるのですが、従業員さんなのです。従業員さんそのものの身分というのは、笹川流れ夕日会
館さんの従業員でございますし、行政とは別のところで雇用されているわけですが、ただ私
のところにもちょっと相談あったのですが、会社として今やっている営業は、法的には不法占用で
営業を行っているとは見えないわけでございます。そこで、その従業員として働いているとい
うことに非常に戸惑いというか、どうしたらいいかわからない、会社のやっていることが自分の趣旨
と違うところにあるということで、やめたいのだと、やめたいのだけれども、申し出をすると離職
票出てから3カ月待たなければならないのです、失業手当ももらうまでも。解雇してくれとい
うことになる、解雇はしないという話らしいのです。4月の1日に給料も大幅に改正すると、日
当制の何とかということで減額されると、社会保険料も何もかもおまえが払えばいいよみたい
な話まで出てきて、それが4月の2日の日に聞いたということなのです、従業員さんにしてみ
れば、従業員として働いてきたことに対する会社からのそういう宣告があって、労働基準監督署等々通
ったりして、何とか自分の身分をしっかりと保障していただきたいと、まず終わるまでは、そ
ういうことでやっているみたいなのですが、その辺のところもひとつできれば行政で吸収するとい
うわけにはちょっといかないかもしれませんが、指定管理の中で働いていた従業員ですから、や
っぱりある意味では後押しできるようなことが行政として、解雇ということでそこで職安行
くのとはやめま
すとい
って職安行くのとは全然待遇が違う。でもやめま
すと言ったことが解雇と同等なような形
の中で物事がなされれば、すぐにでもやめたいという気持ちもあるみたいなの
で、その辺の扱いというのはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 今議員おっしゃいましたとおり、解雇と自分からやめま
すでは大きな差があるということも承知しております。基本的に3カ月の給付制限をもし
てであれば3カ月の給付制限を受けるということで、ハローワークさんとも確認をさ
せていただいております。実際それを何とかしようという方法はないかということ
でのご相談させていただきましたが、離職票がなければ証拠書類にならないみたい
な話も聞いておりますけれども、まだ結論までは至ってありませんが、私のほう
でもハローワークとその情報をちょっと聞いたものですから、今話は詰めさせて
いただいております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 離職票がなければというか、離職票は事業主が発行するわけ
で、この辺もなかなか厳しいのと、解雇はしないからなというなんか言っている
みたいなのですが、そうやってくると間に挟まった従業員が非常にかわいそう
というか、どうにもこうにもならない状態で、

今勤めない働かないと収入も得られないので働いていますけれども、その辺のところもしっかりとちょっと何らかい方法の中で行政としていても、会社といろいろと指定管理の今の中での裁判の中ではしようないところがいっぱいあるのですが、その間に挟まって従業員さんが右往左往して悩んでいる状態ではちょっと困るので、その辺もしっかりとちょっと前向きに考えてもらい、罪ないですからね、彼らには、一生懸命やっているわけですから、その辺いかがでしょうか、市長も。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今議員からお話のあります件につきましては、私も報告を受けている部分があります。特に従業員の皆様方、第一義的には有限会社笹川流れ夕日会館の雇用者であるわけがありますので、そちらが対応せざるを得ないということなのだろうと思いますけれども、彼らにしてみましても我が村上市民でありますし、村上市の大切な働いている就業者であります。ましてやこの夕日会館の成り立ちというものが、そういう地域を活性化するためのベースづくりということの経過もあるわけがありますので、そんなところを踏まえれば、何としてでもそこをしっかりと健全な形にしていきたいという思いは私も議員と同様でありますので、そのところは汗をかいてしっかりと対応させていただくように努力をさせていただきます。

○13番（姫路 敏君） 終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第48号をボタン式投票により採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第49号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第49号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第49号について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ140万円を追加し、予算の規模を329億8,140万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第19款繰越金に前年度繰越金140万円を追加をいたしました。

また、歳出におきましては、第2款総務費に先ほどの議第48号の訴訟に係る費用として、弁護士委託料140万円を追加するものであります。

よろしく審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第49号をボタン式投票により採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成29年第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時32分 閉会